

## 電動キックボードのシェアリング事業の実施に向けた走行実証

申請者 株式会社 mobby ride

認定日等

認定：2019年10月17日  
(申請：同年10月2日)

主務大臣

経済産業大臣（事業所管）  
国家公安委員会（規制所管）、国土交通大臣（規制所管）

実証目的

- ・ **電動キックボードのシェアリング事業**を通じて、観光客の誘致、人々の日常の短距離移動の効率化など、人の移動に関するラストワンマイル問題を解決する一助とする。
- ・ 実証により、**車両の安全性、交通の安全性、車両管理の適切性、利用者ニーズ、事業性等**を確認し、適切な制限に関する提案を行うための知見を得る。

実証計画（実証期間：認定日～2020年4月）

九州大学伊都キャンパス内にて、シェアリング実証を実施。

- ① 最高速度は18km/h以下に設定
  - ② 段階的に走行範囲や参加者等を拡大（※）
    - 試乗会（1日間）→ルート限定（1か月）→キャンパス内の一定エリア（3か月）。
  - ③ 利用者はアプリを利用し車両の施錠／解錠・決済を行う。アプリを通じて、利用者登録し、実証への参加に同意。
  - ④ 走行場所に応じた最高速度を設定し、GPS、IoTを活用して制御。
  - ⑤ 立て看板等による周知。
- 2種類の電動キックボードにより実証し、車両の安全性、運転者の走行に対する安全性、GPS、IoTによる遠隔制御の的確性等の情報を収集・分析

モデル	V1	V2
重量	13.5kg	18.7kg
サイズ	102cm*43cm*113cm	116.7cm*47.2cm*120.3cm
バッテリー	取り外し式	内蔵型リチウムイオンバッテリー
走行可能距離	最大45km	最大65km
駆動方式	前輪駆動	後輪駆動



# 課題となった規制について

## サンドボックス実証を申請する背景

- 電動キックボードは、現行規制（道路交通法及び道路運送車両法をいう。）上、**原動機付自転車**と取り扱われている。そのため、現行の規制の下では、電動キックボードを公道で利用するためには、保安部品の追加を伴う車体の改造を要し、また、**免許携帯、ヘルメット着用、車道の通行**などが必要となる。
- 諸外国においては、電動キックボードについて**適切な規制や制度設計に向けて**様々な議論がなされている。また、海外においては、世界100都市以上、1,000万回以上の乗車回数を記録し、グローバルに事業展開を行う企業も現れている。
- その一方で、我が国の現行の規制の下では、事業の主な利用者として想定される日本在住者や外国人観光客に対し、この電動キックボードという乗り物が有している最大の特徴でもある**手軽な交通手段**としてのサービス提供ができていない状況にある。
- 我が国においても、手軽な交通手段として活用できる環境整備のためにも、限定された形であっても**実証試験**を進め、**電動キックボードの特徴を踏まえた制度設計**を目指して、議論していく必要。

## 新技術等関係規定に違反しないことの方

- 本実証は、大学内を実証場所とし、現行規制にいう「道路」ではないため、道路交通法及び道路運送車両法に違反しない。よって、本実証は、新技術等関係規定に違反するものではない。
- ※ 実証により、電動キックボードに関する車両や交通における安全性が普通自転車と同等であることを確認した上で、第一種原動機付自転車ではない形で走行できることを要望。

## (参考) 関係法令等

### 道路交通法 (抄)

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 二 ～九（略）
- 十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。
- 十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽（けん）引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。
- 十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。
- 十一の三 身体障害者用の車いす 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

### 改正後の道路交通法 (抄)

#### 第二条

- 十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。
  - イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）
  - ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

## (参考) 関係法令等

### 道路運送車両法 (抄)

#### (定義)

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

7 (略)